

令和5年度

## 茨木市立西陵中学校いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育にかかる指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### (いじめの定義)

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」<いじめ防止対策推進法>

### (学校教育目標)

**「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育て、  
調和のとれた「たくましく生きる力」の育成をめざす**

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

#### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することがとくに重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

#### (2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

## 2 いじめの防止等のための基本となる事項

### (1) 組織「いじめ対策委員会」の設置

＜構成員＞チーフ 校長

教頭・生徒指導担当（首席）・学年生徒指導・養護教諭・（関係教職員・SC・SSW）

＜活動＞

- ・いじめ防止に関するここと
- ・いじめの早期発見に関するここと（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関するここと
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

＜開催＞

- ・週1回の生徒指導委員会
- ・週1回のいじめ・不登校委員会
- ・どちらも事案発生時は、緊急開催する

### (2) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

- ア 未然防止
- イ 早期発見
- ウ 早期対応

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ア 生活実態アンケート等の調査や教育相談（担任との二者懇談）など
- イ いじめ相談体制の整備→各担任や学年の教員・SC・SSWなど
- ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対策
- エ 組織体制による情報共有の工夫（5W、1H気づきメモなど）
- オ 学校以外の相談窓口の周知

#### ③ いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議（まず各学年での会議）を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある生徒等へのいじめが生起した場合には、特段の配慮をもって対処する。
- ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力向上のための研修を実施する。

⑤ 校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発防止の取組に関すること。

● (別添) 資料1 「いじめの防止等に関する年間計画」

茨木市立西陵中学校

	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	いじめ不登校対策委員会(週一定例)	校内研修 決意の作文、クラス目標決定	家庭訪問	
5月		教育相談月間① (集団づくりの点検)		教育相談担当者会①
6月		学校生活アンケート①		学校運営協議会① セーフティーネット①
7月		三者懇談		
8月		校内研修		
9月				教育相談担当者会②
10月		学校生活アンケート②		
11月		教育相談月間② (集団づくりの点検)		教育相談担当者会③ 学校運営協議会② セーフティーネット②
12月		三者懇談		いじめ不登校シンポジウム
1月				教育相談担当者会④
2月		学校生活アンケート③		セーフティーネット③
3月		検証・総括 クラスミーティング(1年間の振り返り)		学校運営協議会③